舞鶴水産会館売却入札者募集要項

一般社団法人舞鶴水産協会が所有する建物「舞鶴水産会館」の売却事業者を下記のとおり募集します。

舞鶴水産会館の売却にあたっては、協会所有財産の適正な管理、売却先の選定方法の公平性及び透明性確保の観点から、公募による入札によって、売却先事業者を選定することにしております。

当入札者募集に参加される方は、募集要項に記載する以下の各事項の詳細を確認・了解の上、お申し込みください。

1　入札物件

（建物）

所在地：舞鶴市字下安久小字川ノ瀬1026番地

種類・構造：店舗兼居宅、木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

（昭和29年7月新築、昭和52年5月増築）

床面積：合計 389.20㎡・117.7坪（1階 252.57㎡、2階 136.63㎡）

※**この土地は京都府が管理する舞鶴漁港区域内の借地であり、利用目的が「水産関係者の福利厚生施設とすること」が条件となっています。**

（借地地積：545.06㎡、年間借上料：約10万円）

※年間借上料は当協会が借りた場合の金額であり、今後の条件等により変更される可能性があります。

2　入札参加資格要件

舞鶴市内の事業者に限定します。

・個人事業主：令和8年11月1日時点で、舞鶴市内に住民登録のある個人事業主

・法人、団体：令和8年11月1日時点で、舞鶴市内に事業所等を有し、収益活動を行っている法人または団体また、次の要件を全て満たす上記の業者に限り入札することができます。

(1)　次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

(2)　次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。)であること。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ　アからオのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行

に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)　当該物件を「反社会勢力」の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。また、次のいずれかに該当する者

ア　法人の役員等が「反社会勢力」と関係がある者。
イ　「反社会勢力」である者等がその経営又は運営に実質的に関与している者。
ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって「反社会勢力」を利用するなどしている者。
エ　「反社会勢力」に対して金銭、物品その他財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなどの「反社会勢力」等の維持運営に協力し、又は関与している者。
オ　「反社会勢力」 等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
カ　契約相手方又は取引先としてアからオまでのいずれかに該当する法人、団体又は個人を、その該当する事実を知りながら利用するなどしている又は利用するなどしていた者。

(4)　上記2ウに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5)　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。

(6)　土地は京都府からの借地（借地地積：545.06㎡、年間借上料：約10万円）であり、使用目的として「水産関係者の福利厚生施設とすること」という条件付き賃貸借の要件を満たす者であること。

3　入札スケジュール　（別添「舞鶴水産会館入札スケジュール」のとおり）

4　入札申込方法等

(1)　申込方法

ア　送付の場合

申込受付期間：令和8年11月26日(木)～令和8年12月14日(月)午後5時必着

送　付　先　：〒625－8555　京都府舞鶴市字北吸1044番地
（舞鶴市役所水産課内）
（一社）舞鶴市水産協会　宛

※書留等、配達の記録が残る方法で送付してください。
※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんので御注意ください。
※電話、ファックス、インターネットによる申し込みはできません。

イ　持参する場合

申込受付期間：令和8年11月26日(木)～令和8年12月14日(月)
(午前9時～12時、午後1時～午後5時)
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提　出　先　：京都府舞鶴市字北吸1044番地
（舞鶴市役所水産課内・本館2階）
（一社）舞鶴市水産協会

(2)　申し込みに必要な書類

ア　入札申込書(様式1)

イ　入札書(様式2)

ウ　誓約書(様式3)

エ　印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※入札申込日から3か月以内に発行されたものに限ります。(コピー可)。

(3)　入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア　入札参加資格がない者が入札したもの

イ　指定の期間内に提出しなかったもの

ウ　入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

エ　入札書の金額等、重要事項を訂正したもの

オ　入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

カ　その他入札に関する条件に違反したもの

(4)　書類の提出方法

入札書のみ定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、押印(印鑑証明印)の上、入札申込書その他必要書類を添えて、持参又は送付により、舞鶴水産協会に提出してください。

(5)　申し込みに当たっての留意事項

ア　使用許可は、入札申込書に記載された名義以外では行いません。

イ　受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届(様式4)を、受付期間内に舞鶴水産協会へ持参又は送付してください。

(6)　入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

(7) 現地見学会

現地の見学を希望される方は 令和8年12月7日（月）16時 までに 以下の連絡先にご連絡ください。

現地見学会実施日：令和8年12月8日（火）午後2時から午後3時まで

連絡先：（一社）舞鶴市水産協会　0773-66-1020

5　落札者の決定

(1)　入札物件に対し、当協会が設定する最低入札価格以上の額で、最も高い金額で入札をした者を落札候補者とします（電子マネー対応の有無は問いません）。なお、最も高い金額が2者以上ある場合は、当該入札者立会のもと、くじにより決定します。当該入札者が、諸般の事情により当協会が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件舞鶴水産会館売却事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ落札候補者を決定します。

また、最も高い金額が、当協会が設定する最低入札価格に達しないときは、1回に限り再度入札を行います。この場合、当該入札者にその旨を連絡しますので、当協会が指定する日時・場所へ入札書を持参してください。

(2)　開札は、令和8年12月15日(火)午後2時から順次、舞鶴市役所本庁舎611会議室(別館6階)にて行います。開札は、参加者1者につき1名立会可能とします。

開札後、落札候補者には書面により通知を行います。

(3)　落札候補者選定後、理事会を開催し、理事の承認を得て、落札者を決定します。

(4)　落札者の公表等

落札者の決定後、落札者名、落札決定金額及び入札参加者数については、すべての入札参加者に対し書面または電子メールにより通知します。

6　申し込みがなかった場合について

入札の申し込みがなかった場合は、本件入札を中止し、今後の対応については当協会において改めて検討するものとします。

7　重要事項の説明等

前記5.により落札者となった者には、当協会指名の不動産会社より重要事項の説明及び契約手続の説明(以下、「説明」とする)を行います。説明の日時、場所等については落札者と調整のうえ後日当協会からお知らせします。説明に際しては落札者本人が出席してください。

8　契約の締結等

(1) 売買契約の締結

ア　売買契約は、不動産会社が作成する舞鶴水産会館売買契約書により、重要事項説明及び契約手続の説明後速やかに締結するものとします。当協会が契約書を2通作成しますので、記載内容をよくご確認のうえ、2通に記名・署名押印(売主買主双方がそれぞれ収入印紙を貼付) してください。
落札者の決定後、速やかに落札者の記名・署名押印のある契約書の提出がなかった場合は、契約を辞退したものとみなすことができ、この場合には、当協会は落札者その関係人に対してもいかなる責任も負いません。

イ　契約締結の効力は、契約書に当協会及び落札者の双方が記名・署名押印したときに発生します。

(2)売買代金

ア　売買代金は、落札が決定した入札書記載の価格 (落札金額)となります。

イ　振込(電信扱い) で必ず落札者名で確認できるように振り込んでください。

ウ　振込先は重要事項の説明及び契約手続の説明時にお知らせします。

エ　振込手数料は落札者の負担となります。

9　所有権の移転等

(1) 所有権の移転及び物件の引渡

売買物件の所有権は、当協会が売買代金の全額を受領したときに、落札者に移転するものとし、所有権が移転したときに物件を引き渡したものとして、現地での引渡しは行いません。
また、現状有姿での引き渡しとします。

(2)所有権移転登記

所有権の移転登記は、当協会指定の司法書士を交え、当協会と落札者で共に行います。

[注意事項]

・所有権移転登記に必要な登録免許税及び司法書士への報酬等は落札者の負担となります。
・登記名義は、落札者名義となります。(中間省略登記には応じられません。)

(3) 公租公課の負担

売買物件に賦課される公租公課については、所有権移転の日の前日までは当協会が、その後については売買代金とは別に落札者が負担するものとし、その負担金額については、所有権移転の日が属する年度の1月1日を起算日として日割計算により算出するものとします。

なお、不動産取得税等の不動産を取得した場合の取得者に対して課せられる公租公課については、売買代金とは別に全額落札者の負担となります。

(4) 漁港施設使用料の負担

売買物件に関連して発生する漁港施設使用料については、所有権移転の日の前日までは当協会が、その後については売買代金とは別に落札者が負担するものとし、その負担金額については日割計算により算出するものとします。

(5) 費用の負担

舞鶴水産会館売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税及び司法書士への報酬等、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、売買代金とは別に落札者の負担となります。ただし、不動産会社への報酬等については、落札者と水産協会で支払います。

10　売却に係る条件・特記事項

入札参加申込者は、本案内書の内容を十分にご理解いただき、予め承諾のうえ、お申し 込みください。

(1)舞鶴水産会館売却手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
(2)売買物件の引渡しは、現状有姿（ 敷地内の立木等を含む）にて行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
(3)売買物件を利用するに当たっては、法令や公序良俗に反することのないようにしてください。また、建物建築や開発行為に当たっては、建築基準法、条例等により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に確認をしてください。
(4)落札者が、契約に定める義務を履行しないために、当協会に損害を与えたときは、当協会はその損害の賠償を落札者に請求することができ、落札者はその損害を賠償しなければなりません。
(5) 落札者の地位の譲渡はできません。
(6) 物件資料と現況が相違している場合、現況を優先します。
(7) 売買物件の内容は、変更することがありますのでご注意ください。
(8)落札者が宅地建物取引業者でない場合は、当協会は引渡し日から2年間に限り物件価格を限度として契約不適合責任を負うものとします。
(9)舞鶴水産会館売買契約書の内容については、当協会の様式に限らせていただきます。

12　問い合わせ

（入札手続き・物件全般に関するお問い合わせ）

（一社）舞鶴市水産協会　事務局

電　話：0773－66－1020

ＦＡＸ：0773－62－9891